

令和8年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金 Q & A

その他のQ & Aについては、環境省脱炭素地域づくり支援サイトの「よくある質問」の「地域脱炭素推進交付金 Q&A 集（重点対策加速化事業）」をご覧ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants>

問1 補助金の対象者は。

県内に高効率設備又は高効率設備と太陽光発電設備を導入することができる事業所を所有する中小企業等であって、支援機関の伴走の下、自社の事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握（見える化）及び削減計画の策定に取り組むものです。

なお、中小企業等の定義は以下のとおりです。

中小企業等の定義

業種 （日本標準産業分類で定める業種）	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

問2 支援機関とは。

福島県地域脱炭素推進コンソーシアムの構成機関（株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県地球温暖化防止活動推進センター）及び県内の各商工会議所・各商工会をいいます。

問3 省エネ診断等はどのように受診すればよいのか。

資源エネルギー庁事業（令和7年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）及び令和8年度中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業））において実施している

省エネ診断 (<https://shoeneshindan.jp/>) や
省エネ最適化診断 (<https://www.shindan-net.jp/>)、
福島県地球温暖化防止活動推進センターにより実施している省エネ診断
(<http://fukushima-ondankaboushi.org/syouene/>) 等により受診してください。
※なお、上記機関等による省エネ診断等に制限するものではありません。

問4 導入する高効率設備の注意点は。

導入する高効率設備は、各種法令に遵守した設備であること、商用化され、導入実績があることが必要です。また、中古の設備は交付対象外となります。

問5 高効率照明機器を導入する際の注意点は。

調光制御機能を有する LED のみが交付対象となります。調光制御機能を有する LED とは、以下のいずれかの機能を有する LED のことを指します。
①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）
②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）
③在・不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）

問6 高効率空調機器及び高効率給湯機器における「従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの」を確認する方法は。

「環境省地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉（令和8年3月改訂）」に基づき計算ファイル（F.省エネ設備用）を活用し、御確認ください。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

問7 導入する太陽光発電設備の注意点は。

導入する太陽光発電設備は、各種法令に遵守した設備であること、商用化され、導入実績があることが必要であるとともに、自己所有に限り、高効率設備導入事業と併せて導入する必要があります。（太陽光発電設備単独の導入は交付対象外です。）

また、未使用かつ 100kW 以下であり、本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自己消費する必要があります。

問8 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。

ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。

従って、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。

なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

問9 本補助金により導入した高効率設備の省CO₂効果をJ-クレジット制度に登録できるか。

本補助金により導入した高効率設備の法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度に登録することはできません。

また、県の実施する「ふくしま省エネ（LED照明等）J-クレジットクラブ」及び「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」への参加もできません。

問10 補助対象経費からの消費税額の除外についてどのようにすればよいか。

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ、返還を命じることにより、補助事業者が仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしませんが、②及び③に該当する者については、適格請求書等保存方式が開始されたこと等を受けて、補助事業の年度途中において課税事業者となる場合が想定されるため、取扱いに注意してください。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

④国又は地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

⑥課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

※補助対象経費区分毎の計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

（i）事業費等の大半は課税仕入れであることを踏まえ、経費の合計額に100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

（ii）事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

（i）一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

（ii）積上げにより積算する場合、②（i）同様に一般管理費の合計額に100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。